

補正情報

2025年3月12日

宅建業法の改正に伴い、下記5箇所について宅建基本テキスト／宅建業法の加除修正を行います。また、該当箇所については講義の再収録を行っておりますので、既に該当箇所の講義を視聴された方は、再度講義をご視聴ください。お手数をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

記

宅建基本テキスト 宅建業法 P29 (基本講座 宅建業法第1回 1-14)

<p style="text-align: center;">4</p> <p>(2) 業者名簿の登載事項 (法8条2項1号~9号)</p> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 10px;"><p>(a) 免許証番号および免許の年月日</p><p>(b) 商号または名称</p><p>(c) 宅建業者が法人である場合、役員の氏名と政令で定める使用人の氏名</p><p>(d) 宅建業者が個人である場合、その者の氏名と政令で定める使用人の氏名</p><p>(e) 事務所の名称および所在地</p><p>(f) 事務所ごとに置かれる専任の宅建士の氏名</p><p>(g) 取引一任代理の認可を受けているときは、その旨と認可の年月日</p><p>(h) 指示処分*2、業務停止処分を受けている場合は、その内容と年月日</p><p>(i) 兼業の種類</p></div>	<p style="text-align: right;">▶ 削除して下さい</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p> 法律用語</p><p>*2▶ 「指示処分」は、宅建業者に対する監督処分的一种である(法65条1項)。</p></div> <p style="text-align: right;">29</p>
---	---

1 変更の届出

(1) 変更の届出とは

免許申請書の記載事項のうち、
~~業者名簿に登録された事項のうち~~、一定事項に変更があった場合、宅建業者が免許権者に届出をしなければならない制度 (法9条)。

(2) 変更の届出が必要な事項

免許申請書記載事項

業者名簿登録事項	届出の要否
① 免許証番号および免許の年月日	×
② 商号または名称	必要
③ 宅建業者が法人である場合は、 役員の氏名と政令で定める使用人の氏名	必要
④ 宅建業者が個人である場合は、 その者の氏名と政令で定める使用人の氏名	必要
⑤ 事務所の名称および所在地	必要
⑥ 事務所ごとに置かれる専任の宅建士の氏名	必要
⑦ 取引一任代理の認可を受けているときは、 その旨と認可の年月日	×
⑧ 指示処分、業務停止処分を受けている場合は、 その内容と年月日	×
⑨ 兼業の種類	×

削除して下さい →

削除して下さい →

削除して下さい →

宅建基本テキスト 宅建業法 P41 (基本講座 宅建業法第2回 2-1)

この事務所の代表者氏名	瀧澤 宏之
-------------	-------

挿入して下さい

宅地建物取引業者票	
免許番号	甲県知事 (5) 第000000号
免許有効期間	令和00年0月00日から 令和00年0月00日まで
商号又は名称	タキヨビ不動産
代表者氏名	瀧澤 宏之
<small>この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の氏名</small>	瀧澤 宏之
主たる事務所の所在地	甲県乙市 ×× 町 2-3-8 電話 ()

数

↓ なお、 2人(宅地建物取引業に従事する者の数 8人)

宅建基本テキスト 宅建業法 P44 (基本講座 宅建業法第2回 2-3)

- (3) 記載事項 (法 48 条 3 項、規則 17 条の 2 第 1 項)
- ① 従業者の氏名、生年月日 → 削除して下さい
 - ② 従業者証明書の番号
 - ③ 主たる職務内容
 - ④ **宅建士であるか否かの別**
 - ⑤ 当該事務所の従業者となった年月日
 - ⑥ 当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日

1 登録事項

指定流通機構へは、以下の事項を登録しなければならない
(法 34 条の 2 第 5 項、規則 15 条の 11)。

- ① 物件の所在、規模、形質
- ② 売買すべき価額 (交換の場合は物件の評価額)
- ③ 物件に対する都市計画法その他の法令上の制限
- ~~④ 専属専任媒介契約の場合はその旨~~

- ④ 取引の申込みの受付の状況
- ⑤ 専属専任媒介契約である場合はその旨

以上

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之